

藤中発第 77 号

令和 4 年 12 月 12 日

保護者各位

藤嶺学園藤沢中学校

校長 佐野 健

## 「令和 4 年度 私立学校生徒学費緊急支援補助金申請」について（お知らせ）

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

本日は、神奈川県庁より「私立学校生徒学費緊急支援補助金申請」に関する通知が参りましたのでお知らせいたします。

別紙リーフレットをご一読頂き、該当するご家庭におかれましては下記受付期間内に事務室にお申し出下さい。

### 記

1. 申請資格 令和 3 年 4 月 1 日以降に、県内在住の学費負担者(保護者)が、
  - ・会社都合による退職(定年、任期満了は除く) ・被災、倒産(廃業は除く)
  - ・死亡、離婚(保護者が替わった場合) ・障害認定 ・長期療養(3ヶ月超)などの理由により、**令和 4 年度源泉徴収票「給与所得控除後の額」が令和 3 年度より減少し、基準未滿(別紙リーフレット参照)**となったご家庭  
※保護者ご夫婦共働きの場合、お二人の所得を合計します。
2. 受付期間 **令和 4 年 12 月 12 日(月)～12 月 24 日(土)**までの間に、  
事務室 佐藤 [jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp](mailto:jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp) まで E メールにてご連絡・お申し出下さい。  
⇒別途「申請用紙と提出用封筒」をお送りいたします。  
その上で、申請用書類は**令和 5 年 1 月 16 日(月)までに必着で**学校事務室にご郵送または  
スキャンした PDF を E メールにてご提出下さい。
3. その他 ご不明な点は[事務室・佐藤 渉 [jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp](mailto:jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp) ]までお問い合わせ下さい。  
なお、本制度内容は本校ホームページ  
<https://www.tohrei-fujisawa.ed.jp/student/files/kinkyu2.pdf> からご覧頂くこともできます。

以上

# 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります

## 緊急支援補助金 申請のご案内

〈支給対象〉 家計が急変したときに授業料の負担を軽減する制度で、次の4要件を満たしている場合に対象となります。

県内在住

本人・保護者共に県内在住

父母の一方が単身赴任で県外在住※1であっても、世帯が県内にありと認められる場合は対象となります。

※1 海外赴任でも事由と要件を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

県内在学

県内の私立学校に在学

県内設置の私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・専修学校高等課程(ただし高校既卒者は対象外)。

家計急変

令和3年4月～令和4年12月の間に家計急変事由が発生 ※1

主たる生計維持者である保護者に、会社都合による退職(定年、任期満了は除く)、被災・倒産、

障害認定、長期療養(令和3年4月1日以降に生じ連続で3か月を超える)、

保護者等の死亡・離婚による主たる生計維持者の変更※2(別居は除く)が発生していること。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変(休業、売上減少)を対象事由とします。 ※3

※1 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)の継続申請を除き、同じ事由で2回申請はできません。(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変事由も含む)

※2 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)のみ対象です。高等学校等の場合は、高等学校等就学支援金制度等をご利用ください。

※3 退職、倒産の場合は通常の事由で申請してください。

所得制限

家計急変事由により、家計が困窮

令和4年の年間所得が一定基準額を下回り、令和3年の所得から減少していること。

令和4年の源泉徴収票等の「給与所得控除後の金額」を確認します。

〈所得金額の確認方法〉 源泉徴収票の場合、★印の箇所を確認します。

○ 「給与所得控除後の金額」を下の表の金額と照らし合わせ、当てはまる「区分」を見つけください。

・「家族の人数」(申請時の保護者及び扶養親族を合わせた人数)によって、所得金額の基準が異なります。

・兄弟姉妹がいる場合は、生徒一人ずつ申請することができます。

年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所	年分		給与所得の源泉徴収票	
★給与所得控除後の金額						
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の人数			
有	有	有	有			

自営業等で、申請時に源泉徴収票がない場合、確定申告等で、別途計算します。

### 〈所得金額の基準・補助額〉

#### 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)

小・中学校 共通	家族の人数					補助額	
	2人	3人	4人	5人	6人		
	86万円以下	114万円以下	136万円以下	151万円以下	176万円以下		
	112万円以下	147万円以下	182万円以下	217万円以下	252万円以下	区分1	168,000円
	353万円以下	391万円以下	428万円以下	466万円以下	504万円以下	区分2	149,000円
						区分3	90,000円

#### 高等学校・中等教育学校(後期課程)・専修学校高等課程

高等学校等	家族の人数					補助額	
	2人	3人	4人	5人	6人		
	112万円以下	147万円以下	182万円以下	217万円以下	252万円以下		
	391万円以下	428万円以下	428万円以下	466万円以下	504万円以下	区分1	(授業料) 396,000円 (入学金) 210,000円
						区分2	(授業料) 396,000円 (入学金) 100,000円

○ 補助額から高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。

○ 私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。

**<申請に必要な書類>** 1～5すべてをご用意の上、**学校が指定する期日までに学校にご提出**ください。  
2～5の書類はすべてコピーで構いません。

1 申請書 : 学校で用意していますので、お問合せください。

2 家計急変の事由を確認する書類

ア 会社都合の退職、雇止め	「雇用保険被保険者離職票－2」（離職区分が〈1A〉、〈1B〉、〈3A〉であるもの）又は「会社の証明書」（退職や雇止めの理由が記載されているもの） ※前回の契約更新時に契約を更新しないことが合意されていた場合は対象外となります。
イ 倒産、破産	「破産手続開始決定書」、個人経営事業者の場合は「個人事業廃業届出書」を提出
ウ 被災	「被災証明書」又は「罹災証明書」
エ 連続で3か月を超える 工 長期療養	「入院証明」（病院が発行したもので、入院期間・傷病名の記載があるもの）又は「勤務状況証明書」（会社が発行したもので、休職期間・傷病名の記載があるもの）
オ 障害認定	「障害者手帳」
カ 死亡 ※1	「除籍謄本」
キ 離婚 ※1	「戸籍謄本」（離婚の事実・日付の記載がされているもの）
ク 行方不明 ※1	「捜索願」の写し（届出した警察署に自己開示請求して発行された警察受領印のあるもの）
ケ 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変 ※2	「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の申立書」（必須）及び家計急変事由を証明できる書類（休業期間の分かる勤務証明書など） ※公的資金を受けている場合は借用証書類（新型コロナウイルス感染症特別貸付、緊急小口資金などの借用証書）も提出

※1 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)に在学しており、主たる生計維持者が変わった場合のみ申請ができます。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や収入減少による事由です。退職、倒産はア、イの事由による申請となります。

3 令和3年の所得を確認する書類

令和4年度の「課税証明書等」

4 令和4年の所得を確認する書類

●就職している期間がある場合 : ①～②のいずれか

① 令和4年の「源泉徴収票」

② 勤務先の会社が発行した、令和4年の「給与支払証明書」

●無職の期間がある場合 : ①～②のいずれか、又は両方

① 「雇用保険受給資格者証」

必ず全ページ提出してください。12月中も雇用保険受給中であれば、12月の認定日が確認できるものも必要です。

② 「申請者の状況報告書」（様式は学校から受領してください。）

※①と②の両方が必要な場合もあります。例）1～6月のみ雇用保険受給、7～12月は無職など

●就職している期間と無職の期間の両方がある場合

「●就職している期間がある場合」と「●無職の期間がある場合」に掲げた書類の両方が必要です。

5 家族の人数を確認する書類 : ①～③のいずれか

① 扶養の記載がある、「源泉徴収票」

② 家族全員の「健康保険証」

③ 「住民票」

提出する書類等でご不明な点があれば、在学している学校、又は神奈川県私学振興課までお問合せください。

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

過年度に緊急支援補助金を受給したことがある方が対象です

# 緊急支援補助金 申請のご案内（継続申請）

〈支給対象〉 家計が急変したときに授業料の負担を軽減する制度で、次の5要件を満たしている場合に対象となります。

**県内在住** **本人・保護者共に県内在住**  
 父母の一方が単身赴任で県外在住※1であっても、世帯が県内にありと認められる場合は対象となります。  
 ※1 海外赴任でも事由と要件を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

**県内在学** **県内の私立学校に在学**  
 県内設置の私立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）。

**家計急変** **現在在籍している課程で、過年度（令和3年度以前）に下記の事由により緊急支援補助金を受給したことがあり、同一事由による家計急変が継続している**  
 主たる生計維持者である保護者に、会社都合による退職（定年、任期満了は除く）、被災・倒産、障害認定、長期療養（連続で3か月を超える）、保護者等の死亡・離婚による主たる生計維持者の変更※2（別居は除く）、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変（休業、売上減少）が発生したこと。

**所得制限** **家計急変事由により、所得が一定基準以下**  
 令和4年の年間所得が一定基準額を下回っていること。  
 令和4年の源泉徴収票等の「給与所得控除後の金額」を確認します。

**資産制限** **家計急変事由により、資産額が一定基準未満**  
 資産保有額の合計が700万円未満であること。

〈所得金額の確認方法〉 源泉徴収票の場合、★印の箇所を確認します。

○ 「給与所得控除後の金額」を下の表の金額と照らし合わせ、当てはまる「区分」を見つけてください。

- ・「家族の人数」（申請時の保護者及び扶養親族を合わせた人数）によって、所得金額の基準が異なります。
- ・兄弟姉妹がいる場合は、生徒一人ずつ申請することができます。

		年分		給与所得の源泉徴収票		
★給与所得控除後の金額	支払を受ける者	住所又は居所	[支給額欄]		[給与所得控除後の金額欄]	
	種別	内	千	円	千	円
自営業等で、申請時に源泉徴収票がない場合、確定申告等で、別途計算します。		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		
		(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	(配偶者を除く)その他	16歳未満扶養親族の人数	
		有	特定	老人	その他	
		有	千	円	人	人

## 〈所得金額の基準・補助額〉

家族の人数					補助額
2人	3人	4人	5人	6人	
243万円以下	284万円以下	324万円以下	365万円以下	406万円以下	過去に認定された補助額と同額 ※

- ※ 区分1として認定されている場合…168,000円
- 区分2として認定されている場合…149,000円
- 区分3として認定されている場合…90,000円

## 〈資産の範囲〉

- 対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。
- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
  - ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
  - ・満期や解約により現金化した保険

**<申請に必要な書類>** 1～4すべてをご用意の上、**学校が指定する期日までに学校にご提出**ください。  
2～4の書類はすべてコピーで構いません。

**1 申請書** : 学校で用意していますので、お問合せください。

**2 過年度に緊急支援補助金の認定を受けたことを証明する書類** : ①がある場合は①、無い場合は②

- ① 認定年度に学校から受領した認定通知（写し）
- ② 過年度認定申告書（様式は学校から受領してください。）

**3 令和4年の所得を確認する書類**

●**就職している期間がある場合** : ①～②のいずれか

- ① 令和4年の「源泉徴収票」
- ② 勤務先の会社が発行した、令和4年の「給与支払証明書」

●**無職の期間がある場合** : ①～②のいずれか、又は両方

① 「雇用保険受給資格者証」

必ず全ページ提出してください。12月中も雇用保険受給中であれば、12月の認定日が確認できるものも必要です。

② 「申請者の状況報告書」（様式は学校から受領してください。）

※①と②の両方が必要な場合もあります。例）1～6月のみ雇用保険受給、7～12月は無職など

●**就職している期間と無職の期間の両方がある場合**

「●就職している期間がある場合」と「●無職の期間がある場合」に掲げた書類の両方が必要です。

**4 家族の人数を確認する書類** : ①～③のいずれか

- ① 扶養の記載がある、「源泉徴収票」
- ② 家族全員の「健康保険証」
- ③ 「住民票」

提出する書類等でご不明な点があれば、在学している学校、又は神奈川県私学振興課までお問合せください。

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

学校設置者 理事長(代表者)様

学 費 軽 減 申 請 書  
(緊急支援補助金申請用)

学費軽減について、「所得を証明する書類」等を添えて申請します。

		生徒 ID(学校記入)	整理番号(学校記入)
学校名	高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校高等課程 中学校 小学校 中等教育学校(前期課程)	課程 全日制 通信制	学科・分野
		学年 年	クラス
ふりがな		ふりがな	
申請者氏名 (保護者等)		生徒氏名	
生徒住所		電話番号	

## 【申請の種類】

以下のいずれかにチェックしてください。(継続申請の場合は、いつ認定されたかも要記入。)

<input type="checkbox"/>	新規申請(今年度初めて申請する方)
<input type="checkbox"/>	継続申請(既に同じ事由で認定を受けた方) → 年度に認定

## 【保護者等の収入の状況について】

保護者等	氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
	住所		住所	
当年中の 所得金額	内訳	① 円	② 円	
	計	①+② 円	家族数	人

・添付書類、当年中の所得金額の確認などについて、配付のちらし類を御確認の上、御記入ください。

## 【保護者等の資産保有額について】(継続申請の場合のみ記載)

円	(700万円未満の場合に対象となります。)
---	-----------------------

対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- 現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- 預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)
- 満期や解約により現金化した保険

学校受付日(学校記入)

年 月 日

私立学校生徒学費軽減事業補助金申請に係る過年度認定申告書

令和 年 月 日

藤嶺学園藤沢中学校 設置者 殿

令和4年度私立学校生徒学費軽減事業補助金を申請するにあたり、令和3年度以前に本補助金の認定を受けたことを、次のとおり申告します。

1 認定年度

年度
----

- 2 この申告書の記載内容は、事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、学校設置者の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

## 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の申立書

令和 年 月 日

藤嶺学園藤沢中学校 設置者 殿

新型コロナウイルスの影響による家計急変のため、私立学校生徒学費軽減事業補助金を申請するにあたり、申立書及び関係書類を提出いたします。

## 1 申請事由（いずれかに○をしてください。）

① 休業等による収入の減少

② 売り上げの減少

③ その他（ ）

## 2 上記1の状況

例:勤務する店が2月に開店休業状態となり、3月以降は無給で自宅待機となって現在に至っている。  
そのため、3月から収入0となっている。

## 3 公的支援の受給の有無（いずれかに○をしてください。）

有 ・ 無

→ 有の場合は、受給している支援の名称と受給証書などの写しを添付してください。

受給している支援（ ）

## 4 この申立書の記載内容は、事実と相違ありません。

また、この申立書に虚偽の記載があった場合には、学校設置者の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_